土木にCM本格導入

専門工事業者審査型の総合評価

責務と対価を明確化

国交省

国土交通省は、今後段階的に工種を選び土木工事でCM（コンストラクション・マネジメント）方式を本格的に導入していく方針を明らかにした。ただ、導入に当たっては、CMR（コンストラクション・マネジャー）と専門工事業者の責任分担の明確化、それぞれの責務に応じた対価などの検討に加え、専門工事業者の能力を把握する必要があるため、具体的な導入時期は固まっていない。2007年度は、専門工事業者を審査する新たな総合評価方式を試行する。

国交省は、公共工事現場での品質確保策の確立を喫緊の課題と考えており、それを実現するためのキーワードとして「責務と対価」を掲げ、現場で実際に作業する下請企業が仕事に見合った報酬を獲得できるよう入札・契約制度を改善する。

その一つがCM方式で、現場でのそれぞれの責務や報酬を明確化することで「低価格入札でなければ落札できない」「元下関係から指し値で請負金額が決まってしまう」といった強い元請け指向からの脱却を目指す。

CM方式については、「直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」の下に設置した品質確保専門部会（部会長・福田昌史高知工科大客員教授）で検討を進めている。国交省では東海環状自動車道美濃関JCT（ジャンクション）工事（中部地方整備局）などで試行した発注者の監督業務などのマネジメントをCMRに担わせる「発注者支援型CM方式」を継続する一方、施工者のマネジメントをCMRに担わせる「アットリスク型CM方式」を新たに導入する方針。

導入には、適切な契約範囲と権限・責任のあり方を検討し、CM契約約款を策定しなければならないほか、CMRに対するフィーのあり方も議論する必要がある。

アットリスク型CM方式でのフィーは、最大保証価格（GMP）を設定し、これを下回った場合には、GMPと工事費との差額の一定割合を支払うことでインセンティブ（動機付け）を与える方法も検討する。

また、将来的に「ピュアCM方式」を導入するためには、専門工事業者の能力を把握しておく必要があるため、まず専門工事業者の技術力などを審査する「専門工事審査型総合評価方式」を07年度内に試行する。対象は、大型土工、法面処理、地盤改良、杭基礎、トンネル（シールド・ボーリング機）といった工事全体の品質確保に専門工事業の技術力が重要な部分を占める工事を念頭に置いている。

これらは、14日に開かれた土木学会全国大会の研究討論会で、国交省の笹森秀樹官房技術調査課建設技術調整官が明らかにした。

19年9月18日
建設通信 新聞